

緊急事態宣言の延長について

政府が**緊急事態宣言の期間を延長**しました
そこで、次のとおり**協力を要請**します

- ◆ 対象区域 **埼玉県全域**
- ◆ 実施期間 令和3年8月 2日（月） から
令和3年 **9月12日（日）** まで

県民の皆様への要請

(特措法第45条第1項)

デルタ株への置き換わりが進み、急速に感染が拡大している中、以下の内容の徹底を要請

- ◆ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や
休業要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控える

※飲食等については「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」認証店を利用

- ◆ 不要不急の旅行など県境をまたぐ移動は極力控える

- ◆ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛
外出する場合でも、混雑している場所や時間を避けて行動

大規模商業施設(床面積1,000㎡超)に対する要請①

(特措法第45条第2項)

対象施設	施設の種類	令第11条	内訳
	物品販売業を営む店舗等	第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など (食品、医薬品等生活に欠くことができない物品の売場を除く)

特措法第45条第2項に基づく要請

新

【入場整理】入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置

及び施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置を行うこと

※人数管理・入場整理の例

(施設全体での入場整理)

- ・ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理
- ・ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等による人数制限

(売場別での入場整理)

- ・ 入口を限定し、係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理
- ・ 一定以上の入場が出来ないよう人数制限

大規模商業施設(床面積1,000㎡超)に対する要請②

(特措法第45条第2項ほか)

特措法第45条第2項に基づく要請

【感染防止】 特措法施行令第12条に規定される措置の実施

- ・従業員への検査推奨、発熱等有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置・手指消毒の呼びかけ 等
- ・アクリル板等の設置や座席間隔の確保等、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置

特措法第24条第9項に基づく要請

【営業時間】 午後8時まで

【酒類提供・カラオケ設備】

- ・酒類提供及びカラオケ設備の使用をしない(飲酒の機会を提供しない)

【入場整理の周知】

- ・入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること

【食品売場等での入場整理】

- ・百貨店の地下の食品売場等において、入場者の整理等を行うこと

新

事業者へのお願い

(その他のお願い)

- ◆ 在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務等の徹底、休暇取得の促進等による**出勤者数 7 割減・接触機会の低減**
- ◆ 可能な限り、**県境を越えて業務を行わせない**
- ◆ **職場・寮**における**感染防止対策の徹底**
- ◆ 従業員等へ、**感染防止対策の徹底**や**会食自粛**等の呼びかけ
- ◆ 休憩・休息、食堂での飲食時に、**混雑する時間をずらす**、**できる限り 2 mを目安に距離を確保**するなどの**対策を実施**

新